

令和7年度東京都地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金交付要綱

6 生安都第 992 号

令和7年3月28日

(目的)

第1条 この要綱は、放課後時間帯における子供を中心とした地域住民への見守り活動を補完するため、区市町村（東京都の区域に存する特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が設置する防犯カメラの整備に要する経費の一部に対し、東京都が補助金を交付するために必要な事項を定め、もって地域の安全確保に資することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「放課後活動」とは、子供が学校から帰宅後、塾や公園等で活動することをいう。
- (2) 「防犯カメラ」とは、専ら犯罪又は事故の防止を目的として、不特定多数の者が往来する場所を撮影するために設置された一連の機器又は装置の総称で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

(補助対象事業)

第4条 この補助金は、地域の安全を確保するため、区市町村が防犯カメラを整備する事業のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業」という。）に対し交付する。

- (1) 区市町村、教育委員会及び警察署を含む関係協議体を設置すること。
- (2) (1)の協議体における協議により、道路や公園における、放課後活動に向かう子供の安全対策が必要な箇所その他協議体が地域の安全のために必要と認める箇所において実施されるもの。
- (3) 防犯カメラの設置に関し、地域住民その他の関係者の合意形成がなされている、又は事業の開始の日までにその見込みがあるもの。
- (4) 防犯カメラの設置に関し、当該設置場所の管理者の許可若しくは承認が得られている、又は事業の開始の日までにその見込みがあるもの。
- (5) 事業の開始の日までに、第8条(4)キの事項を記載した防犯カメラの設置及び運用に関する基準（以下「運用基準」という。）が定められているもの。
- (6) 令和8年3月31日までに事業を完了することができるもの。

(補助対象経費等)

第5条 この補助金は、令和7年度の東京都予算の定める額の範囲内において交付する。

2 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、以下の経費については、交付の対象としない。

- (1) 修繕、保守及び清掃等に係る経費
- (2) 消耗品の交換に係る経費
- (3) 電力の受給その他当該防犯カメラの機能を維持するために要する経費
- (4) 当該経費のうち、防犯カメラの設置場所及びその本来の効果の及ぶ範囲が近接又は重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの

(交付申請)

第6条 この補助金を受けようとする区市町村は、別途定める申請期間内に、補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、第6条の規定に基づき、区市町村から補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、この補助金の交付又は不交付の決定を行う。なお、補助金交付申請書が到達した日から、当該申請に係る決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は60日とする。

2 知事は、1の交付決定を行ったときは交付決定通知書(別記第2号様式)、不交付決定を行ったときには不交付決定通知書(別記第3号様式)により区市町村に通知する。

(遵守事項)

第8条 区市町村は、地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業の実施に当たっては、次に掲げる事項の全てを遵守しなければならない。

- (1) この補助金により取得した防犯カメラについては、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (2) 知事から要求のあったときは、この補助金により取得した防犯カメラの現況について報告すること。(事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間に限る。)
- (3) 当該事業に関する収入及び支出の関係を明らかにした書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (4) 防犯カメラについては、原則として区市町村の条例等に運用に係る基準を定め、プライバシー等に配慮し、運用すること。ただし、特段の定めのない場合は、次に掲げる事項の全てを実施すること。

ア 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示する。

イ 映像又は音声の記録(以下「記録」という。)について、個人情報としてプライバシー保

護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとするなど、厳正な管理を行う。

ウ 記録の保管期間は、1週間程度とする。

エ 記録の閲覧は、運用基準で定める防犯カメラ設置の目的に照らして適切と認められる場合等に限る。

オ 外部に記録を提供し、又は閲覧させるときは、法令等に基づくとき又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限る。

カ 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受ける。

キ 次に掲げる事項を書面で定め、常時開示できる状態で保管する。

(ア) 管理責任者及びその責務

(イ) 防犯カメラの設置場所

(ウ) 防犯カメラの設置の周知方法

(エ) 記録の保管期間、保管方法及び廃棄方法

(オ) 記録の閲覧が可能な者

(カ) 記録の閲覧方法

(キ) 記録の外部提供の方法

(申請の取下げ)

第9条 区市町村は、第7条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 1に規定するほか、区市町村は、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(承認事項)

第10条 区市町村は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(別記第4号様式)に必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) この補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするとき。

(報告事項)

第11条 区市町村は、次のいずれかに該当するときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(1) 知事が事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるとき。

(2) 災害その他やむを得ない事情により、区市町村において当該事業の執行が困難となった

とき又は令和8年3月31日までに当該事業を完了することができなくなったと見込まれるとき。

(3) 区市町村がこの補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを廃棄しようとするとき。

(実績報告)

第12条 区市町村は、事業が完了したときは、事業を完了した日から20日以内に、必要な書類等を添えて実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第13条 知事は、第12条の規定に基づく実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容がこの補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記第6号様式）により区市町村に通知する。

2 知事は、1の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、区市町村から請求書（別記第7号様式）を徴した上、速やかに当該額を支払う。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、区市町村が次のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

(4) 正当な理由がないにもかかわらず、令和8年3月31日までに事業を完了することができないと見込まれるとき。

(補助金の返還)

第15条 知事は、第14条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市町村に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第16条 第14条の規定によりこの補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第15条の規定により当該補助金の返還を命じたときは、知事は、区市町村が当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を区市町村に納付させなければならない。

- 2 当該補助金の返還を命じた場合において、区市町村が定められた納期日までに当該補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

（違約加算金の計算）

第17条 第16条の1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第18条 第16条の2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、区市町村に返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（財産処分の制限）

- 第19条 区市町村が、この補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを処分しようとするときは、第10条（3）の規定にかかわらず、取得価格が50万円以上のものについて、あらかじめ防犯カメラ処分承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 防犯カメラに移設又は廃止等の何らかの変更事由が生じる場合は、区市町村は、知事にあらかじめ協議しなければならない。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第一」による耐用年数を経過したものについてはこの限りではない。
- 3 区市町村が防犯カメラを処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、知事は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（文書等の様式）

第20条 申請書、通知書及び報告書等の様式は、別記のとおり定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費等

対象経費	都補助率	都補助限度額
防犯カメラ（モニター・録画装置等を含む。）の整備（購入、賃借、取付等）に係る経費（区分１）子供安全 放課後活動に向かう子供の安全対策が必要な箇所 （区分２）その他 その他協議体が地域の安全のために必要と認める箇所 ※ 賃借の場合は、設置初年度分の賃借に係る経費を対象とする。	4分の3以内 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	防犯カメラ１台あたり 28万5千円 ただし、防犯カメラの設置場所の物理的状況その他知事がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。